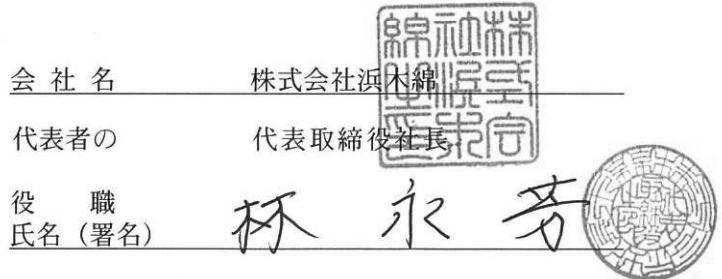


上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
及び上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2019年9月11日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田 正樹 殿



当社の代表取締役社長である林永芳は、当社の上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担及び責任部署が明確にされており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が適切に行われております。
4. 監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、監査等委員監査の実施及び日常的な情報収集等を通じて、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査室は、監査及び報告の独立性を確保した上で、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果が代表取締役社長へ報告されております。
6. 会計監査人である有限責任あずさ監査法人による監査において、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上